

○運転免許の効力の停止

(第 104 条の 2 の 3 第 1 項)

改正 平成 27 年 3 月 12 日 平成 29 年 3 月 12 日

令和元年 12 月 1 日

処分基準

令和元年 12 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 104 条の 2 の 3 第 1 項
処分の概要	運転免許の効力の停止
原権者(委任先)	岡山県公安委員会(岡山県警察本部長)
法令の定め	道路交通法第 102 条第 1 項から第 4 項まで(臨時適性検査等)、第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 3 号(免許の取消し、停止等) 道路交通法施行令第 39 条の 2 第 1 項(臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等)
処分基準	自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときの免許の効力の停止の期間は、処分の日から、臨時適性検査又は診断書提出命令を行ったとした場合において、当該臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。
問い合わせ先	交通部運転管理課聴聞・処分者講習係
決裁区分等	交通部運転管理課長